

<p>公安委員会 説明資料 1</p>	<p>三代目狭道会、太州会及び 浪川会の指定の確認について</p>	<p>令和2年2月6日 刑 事 局</p>
<p>1 概要</p> <p>令和元年12月5日に広島県、同月13日に福岡県の各公安委員会から、次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 三代目狭道会(主たる事務所:広島県、代表する者:渡邊 望、構成員:約80人)</p> <p>(2) 太州会(主たる事務所:福岡県、代表する者:日高 博、構成員:約90人)</p> <p>(3) 浪川会(主たる事務所:福岡県、代表する者:朴 政浩、構成員:約200人)</p> <p>2 指定の要件に該当すると認める理由</p> <p>(1) 実質目的要件(暴力団対策法第3条第1号)該当性</p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) 犯罪経歴保有者要件(同条第2号)該当性</p> <p>各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) 階層組織性要件(同条第3号)該当性</p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p>		

公安委員会	令和元年の犯罪情勢について	令和2年2月6日
説明資料No. 2	【 暫 定 値 】	長 官 官 房

1 概要

犯罪情勢は、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているものの、必ずしも当該指標では捉えられない情勢もあり、依然として予断を許さない状況にある。

2 各論

	R1	H30	増減数	増減率(%)
刑法犯認知件数	748,623	817,338	-68,715	-8.4
刑法犯検挙件数	294,254	309,409	-15,155	-4.9
特殊詐欺認知件数	16,836	17,844	-1,008	-5.6
サイバー犯罪検挙件数	9,542	9,040	502	5.6
サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数 (※)	4,192.0	2,752.8	1,439.2	52.3

※ 1つのセンサーに対する1日当たりの不審なアクセスの件数

- 刑法犯認知件数の総数については、令和元年は748,623件となり、前年に引き続き戦後最少を更新。総数に占める割合の大きい街頭犯罪や侵入犯罪が一貫して減少。
- 特殊詐欺の認知件数については、前年からは減少したものの、統計をとり始めた平成16年以降最少となった平成22年と比べて約2.4倍に増加しているなど、依然として高い水準。
- サイバー犯罪の検挙件数が高い水準で推移。また、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数が増加傾向。
- ストーカー事案については、前年比では減少したものの、相談等件数及び検挙件数ともに高い水準で推移し、また、DV及び児童虐待については、DVの相談等件数及び児童虐待の通告児童数が増加傾向にあり、それらの検挙件数も増加傾向。

3 今後の取組

新たな犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、被害の発生や犯行手口等に関する情報を関係機関、事業者等と共有して緊密な連携を図り、犯罪ツール対策等に取り組む必要があるほか、犯罪に至る前段階での被害の防止を図るなど、きめ細かな対策を進めていくことが重要。

また、犯罪情勢の分析の高度化に引き続き取り組み、そうした分析に基づいた対策の立案・推進を図っていく必要がある。

公安委員会 説明資料No. 3	令和元年における通信傍受 に関する国会への報告について	令和2年2月6日 刑事局
--------------------	--------------------------------	-----------------

1 国会への年次報告等

通信傍受法第36条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

令和元年中は、警察において、組織的な薬物事犯4事件、組織的な殺人等1事件、組織的な窃盗等3事件及び組織的な詐欺等2事件の合計10事件に関し、携帯電話を対象とする31件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計48人を逮捕したもの。

なお、令和元年に入り、平成30年中に傍受を実施した3事件で、計44人を逮捕している。

※ 平成30年中の実施状況

- ・ 実施事件～12事件
- ・ 傍受令状の発付～46件

3 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から令和元年までの間における同法の適用は、155事件（傍受令状発付491件）となった。

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応について</p>	<p>令和2年2月6日 警 備 局</p>
<p>1 感染者数</p> <p>(1) 国内における感染状況～35人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チャーター機で帰国した邦人感染者9人 ・ ダイヤモンド・プリンセス号における感染者10人 <p>【2月6日午前8時時点】</p> <p>(2) 世界における感染状況～24,534人（うち死亡492人）</p> <p>【2月5日午前9時時点】</p> <p>2 WHO（世界保健機関）の対応</p> <p>WHOは、1月31日（日本時間）、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言</p> <p>3 政府の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1月26日 官邸対策室を設置 ○ 1月28日 感染症法の指定感染症とする政令を閣議決定 ○ 1月29日 チャーター機による帰国第1便到着 ○ 1月30日 政府対策本部を設置 チャーター機による帰国第2便到着 ○ 1月31日 チャーター機による帰国第3便到着 ○ 2月1日 上記政令の施行 湖北省滞在外国人等の入国拒否の運用開始 <p>4 警察の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、1月30日、次長を長とする対策本部に格上げ ○ 都道府県警察は、知事部局の公衆衛生担当部署や国際海空港の検疫担当部署等との連絡体制を確立 ○ チャーター機による武漢在留邦人帰国時における空港、医療機関等での警戒活動実施 ○ 帰国者（最大時102人）の警察大学校への受入れ （1月30日～2月1日） 		